

# 世界 World

## ITA 拡大をチャンスに

ジェトロ海外調査部国際経済課 山崎 伊都子

WTOの情報技術協定（ITA）は、協定成立から約20年がたち、対象品目数の拡大が課題となっていた。紆余曲折を経た品目拡大交渉は2015年12月に妥結し、IT製品の関税撤廃は大幅に進むことになった。新ITAで自由化されるIT製品の中には、医療機器や半導体製造装置など日本が得意とする品目も含まれ、今後の輸出拡大が期待される。

### ラウンド開始以来の大型関税撤廃

WTOの一部加盟国は、2015年末にITAの対象品目拡大という、大幅な関税撤廃に合意した。関税撤廃を実施する国は、当面53カ国・地域に限られるものの、新規の関税撤廃はドーハ・ラウンド開始以来であり、その意義は大きい。ITAとは、IT製品の貿易拡大を目的に、1997年に発効した複数国間協定である。参加国は、パソコンや半導体など約150品目の関税を撤廃している（表）。16年3月現在、80カ国・地域が参加。関税撤廃の恩恵は、ITA未参加国・地域も含めた全WTOメンバーに等しく与えられる。

このITA（以下、旧ITA）については、過去にも対象品目見直しの必要性が度々提起されてきた。その理由の一つは、世界のIT貿易構成の変化にある。旧ITA発効時、世界のIT貿易の3割以上をコンピューター関連機器が占めた。ところが直近ではその割合は2割まで低下、半導体・集積回路、通信機器、映像機器などの品目へと比重が分散した（本誌13年2月号p.48参照）。こうした品目構成の変化により、旧ITAでは、現在市場に流通するIT製品のうち3分の2程度しかカバーできていなかったとの見方もある。

二つ目の理由は、技術革新の進捗である。新たな機能を持つIT製品が次々誕生する中、旧ITAは徐々に時代遅れとなっていた。例えば旧ITAでは、コ

ピー機やファクスがそれぞれ個別にリストアップされているが、いまやこの二つ以上の機能を併せ持つ複合機が多く流通している。しかし協定に複合機が明記されていなかったことから、EUが複合機に関税を課し、WTO紛争に発展したこともあった。最終的にWTOは、EUを提訴した日本などの主張を全面的に認め、EUに関税を撤廃するよう勧告した。

ITAの対象品目拡大に対する企業の要望が強まる中、12年5月に本格的な品目拡大交渉が日米主導で始まった。各国が最も苦慮したのが、どの品目を追加するか調整である。一部の国が、多くの品目を対象から除外しよう主張したり、どの品目をリストに盛り込むべきかで意見が対立したり、交渉が1年近く停止する場面もあった。しかし15年7月、各国は対象を201品目とすることで合意。この結果、旧ITA対象品目と併せ、358品目の関税無税化が決まった。

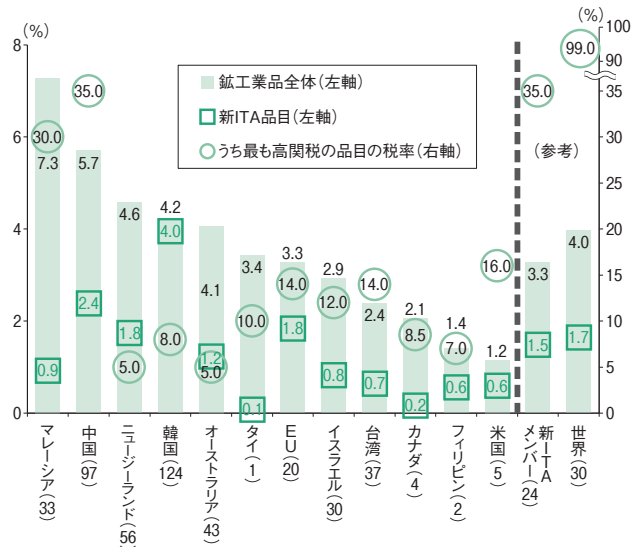
もう一つの課題が、関税撤廃スケジュールだった。先進国が早期の撤廃を主張する一方、一部途上国が品目によっては最大7年超の猶予を求めたためである。15年内の合意が危ぶまれる中、各国はぎりぎりの交渉を続け、12月中旬のWTO閣僚会議中に合意に達した。19年ぶりのITA改正であると同時に、ドーハ・ラウンド開始以来の大型関税撤廃ともなった。先進国だけでなく、アジアや中南米の途上国も参加する新ITAによる関税削減のインパクトは大きい。

表 情報技術協定（ITA）の対象品目

品目	対象品目	
旧ITA	リストA (144品目)	・コンピューター/周辺機器：コンピューター、プリンターなど ・通信機器：携帯電話、ファクスなど ・半導体：メモリーチップ、ウエハーなど
	リストB (13品目)	増幅器、フラットパネルディスプレイ、モニター、光学ディスク記憶装置、セットトップボックスなど
新ITA	リストA (191品目)	・デジタルAV機器：デジカメ、DVD/BDプレーヤーなど ・通信機器：カーナビ、ETC、GPS受信機器など ・医療機器：MRI、CTなど ・部品・原材料 ・その他：半導体製造装置、デジタル複合機など
	リストB (10品目)	新型半導体、LEDバックライト、タッチパネル、インクカートリッジ、電子教材など

資料：ITA協定およびWTO文書（WT/L/956）を基に作成

図 新 ITA 参加国の日本製品に対する関税率



注：①2013年-14年時点の税率。②新 ITA メンバーのうち、日本からの輸出額上位15カ国を抽出。うち香港、シンガポール、スイスは全品目で0%のため略。③かっこ内の数字は、対象品目のうち関税率が5%以上ある品目の数  
資料："World Integrated Trade Solution" (WTO、世界銀行、国連) を基に作成

## 最新 IT 機器の関税が自動的に撤廃

新 ITA の対象となる 201 品目は、HS コード 6 桁を列挙した「リスト A」と、品目の仕様を言葉で説明した「リスト B」とで構成される (表)。新 ITA には、日本が得意とするデジタル映像機器や新型半導体、半導体製造装置なども含まれる。

新 ITA 成立がもたらす恩恵は何か。ポイントは二つある。一つは、長年の課題となっていた、技術発展と協定内容との不整合を解消できたことだ。旧 ITA では対応し得なかった新型製品もカバーされ、デジタル複合機のように定義に争いがあった品目も、判例を反映する形で盛り込まれた。二つ目は、新 ITA が WTO 内の枠組みであり、対象となる製品は自動的に関税撤廃の恩恵を享受できる点である。日本を含む主要国は近年、貿易自由化の軸足を WTO から FTA (自由貿易協定) へと移行してきた。直近では、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定による大幅な貿易自由化に関心を集めている。ただ、TPP を含めて全ての FTA では、輸出される産品が関税減免を受けるためには、それが当該 FTA の域内産品であることを輸出先税関に対して証明する必要がある。これに対して WTO による関税自由化では、輸出先が ITA 参加国でありさえすれば、そうした手続きを踏まなくても、自動的に関税がゼロとなる。

WTO によると、新 ITA 品目の貿易額は世界全体で約 1 兆 3,000 億ドルに上る。これは世界貿易額の約 10% に相当する規模だ。また、新 ITA 参加国・地域の貿易額は、世界の貿易総額の 9 割に上るといふ。

## 日本の関税削減効果は 1,700 億円


15 年における日本の新 ITA 製品輸出額は 1,086 億ドル。うち、新 ITA 参加国・地域に対する輸出額は 1,002 億ドルと 92.2% を占める。最大の輸出先は中国 (シェア 24.7%) で、米国 (15.7%)、台湾 (10.9%)、韓国 (8.7%) と続く。主な輸出品目は、記憶素子、ハイブリッド集積回路、半導体・集積回路製造装置、印刷機の部品などだ。

主要輸出先の、日本に対する新 ITA 製品への関税賦課状況を見ると、米国や台湾では平均関税が既に低い。韓国 (4.0%) や中国 (2.4%) では比較的高い関税を課している (図)。また中韓両国が 5% 以上の

関税を課す品目数は、それぞれ 97 品目と 124 品目に上る。中国ではデジタルカメラ・ビデオカメラ (35.0%) や CD プレーヤー (30.0%)、韓国では記憶素子や半導体・集積回路製造装置など (いずれも 8.0%) が高関税品目である。

韓国は新 ITA で、全品目のうち 14.2% を 16 年 7 月に即時撤廃し、19 年までにその割合を 84.7% まで拡大する。中国は初年度から関税削減を始めるものの、完全無税化するのは 19 年以降だ。ただ、新 ITA 参加国全体では 65.3% の品目の関税が即時撤廃され、23 年中に全品目が無税となる。経済産業省の推計によると、新 ITA 完成により、日本は約 1,700 億円相当額の関税支払いを免れることになる。

新 ITA がもたらす日本企業へのメリットとして、日本からの輸出拡大に加え、多国籍企業のサプライチェーン内取引の円滑化が想定される。FTA のような追加の手続きがない分、企業としては負担なく輸出を拡大できる。IT 貿易は、電気機器や情報通信だけでなく、一般機械や自動車など幅広い産業に関連するため、メリットを受ける企業も多い。

しかし IT の発展スピードが速いことに変わりはない。新 ITA も時代に合わなくなる事態は起こり得る。新 ITA の品目再検証は 18 年にも予定されているが、こうした定期的な見直しをしつつ、参加国を増やすことが、IT 貿易のさらなる活性化につながろう。 

注：EU28 国と欧州連合は別個のメンバーとしてカウント。従って、国・地域数としては 52。